

東京都防災会議幹事会
議事概要

開催日時	平成 29 年 8 月 25 日（金） 16 時 00 分～16 時 30 分
場 所	都庁第一庁舎 防災センター
出席者	東京都防災会議幹事（代理含む） 43 名
議 題	（１）「東京都地域防災計画（火山編）」の修正について （２）その他
要 旨	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（１）「東京都地域防災計画（火山編）」の修正について</p> <p>○（事務局）資料 1、資料 2 に基づき「東京都地域防災計画（火山編）」の修正について説明</p> <p><質疑・発言></p> <p>○（政策企画局）今回の修正では、避難計画が策定された伊豆大島及び三宅島の内容を反映するという記載をしているが、今後、平成 3 1 年度に八丈島、青ヶ島、平成 3 2 年度に新島、神津島と順次計画が策定されていくとの事だが、これらはそれぞれまたこの先も計画に反映し、改正されていくという理解でよろしいか。</p> <p>○（事務局）具体的にどういふ避難計画が策定されていくかにもよるが、地域防災計画のほうがやや抽象度が高い計画になろうかと思われるので、それら 6 島の避難計画に共通するものが結果的には載せられると考えている。必ずしもほかの避難計画をもとに、地域防災計画（火山編）が改定されるとは限らないと今のところ考える。</p> <p><質疑・発言></p> <p>○（東京管区气象台）近年の火山関係の情報について、いろいろと変更が行われている。気象庁では、平成 1 9 年 1 2 月より、噴火災害の軽減のために、観測とか監視強化という結果に基づいた噴火警報、噴火予報というものを発表している。また、同じく平成 1 9 年度からは、噴火警戒レベルの発表も開始している。</p> <p>その後、平成 2 5 年 3 月より、発表する情報について、市町村ごとに場所による必要な防災対策の違いがわかるような形で、警報への記載方法を変更する改正を行い、平成 2 5 年 8 月には、警戒が必要な範囲が居住地域に及ぶ</p>

範囲に発表する噴火警報について、これを特別警報に位置づけることにしている。

また、平成27年度には、量的降灰予報の発表を開始している。具体的には、噴火直後に発表する情報として、風に流される小さな噴石等が降る範囲を速報し、その後にはどれだけの量が降るのか、どのぐらいの時間で降るのか、そういう詳細なものを発表するようになっている。また、噴火後の情報とは別だが、特定の火山においては、定時的に噴火の事前の情報として、噴火したことを想定した場合の降灰範囲というものも提供したりしている。また、同じく平成27年の御嶽山の噴火を踏まえて、噴火が発生した事実を迅速、端的かつ的確に伝えて命を守るための行動をとっていただけるよう、噴火速報というものの運用を開始している。

これらの変更を踏まえた体系にきちんと防災計画を整理していく必要があると考えており、しっかり議論していきたいと考えている。

○（事務局）ほかに質疑・発言無いようであれば、資料1の案のとおり「東京都地域防災計画（火山編）」の修正について今後進めて参りたいが、ご異議あるか。

（「異議なし」との声）

○（事務局）それでは、「東京都地域防災計画（火山編）」の修正について、原案のとおり進めていくということで、本防災会議幹事会として承認する。

（2）その他

①「東京の防災プラン進捗レポート2017」の概要について

○（事務局）資料3に基づき「東京の防災プラン進捗レポート2017」の概要について説明

<質疑・発言>

○（発言なし）

3 閉会